

議案第 57 号

大野市教育委員会後援等名義使用承認に関する要綱案

令和 4 年 9 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

教育委員会の後援、共催、協賛の名義使用に関する必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市教育委員会後援等名義使用承認に関する要綱を次のように定める。

令和4年9月 日

大野市教育委員会

大野市教育委員会後援等名義使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外の団体等が行う事業又は行事（以下「事業等」という。）について、後援、共催又は協賛（以下「後援等」という。）名義の使用を承認する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、これらを支援する意思を表示することをいう。
- (2) 共催 共同主催の略で、教育委員会が事業等を遂行する意思を表示することをいう。この場合、教育委員会は当該事業等に対し、共同主催者としての責任の一部を負う。
- (3) 協賛 教育委員会が事業等に賛意を示すことをいう。

(名義)

第3条 後援等において、教育委員会が使用を承認する名義は、「大野市教育委員会」とする。

- 2 後援等の名義の承認を受けた団体等は、当該後援等の承認を受けた事業等に関し、発行する印刷物等に教育委員会が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(承認の基準)

第4条 後援等を承認することができる事業等は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 主催者は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 国、地方公共団体又はこれらの機関

イ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）、その他の教育機関又はその連合体

ウ 公共性のある団体、公益法人又はこれに準ずる団体（ただし、宗教法人その他の宗教団体及び政党その他の政治団体を除く。）

エ 市内を活動拠点とし、教育の振興に寄与する団体（所在は市外にあるが、市内での活動実績があり、教育の振興に寄与すると考えられる事業等を実施する団体を含む。）

オ その他教育委員会が特に適当と認めるもの

(2) 事業等の内容は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 大野市（以下「市」という。）の行政運営に関する基本的な方針に合致し、公益性のあるもので営利を目的としないもの

イ 市の教育、学術、文化、スポーツ、地域振興その他市民福祉の増進に寄与するもの

ウ 広く市民を対象とする事業等で、原則として開催地が市内である事業であるもの。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業の場合は、この限りでない。

エ 特定の宗教又は特定の政治のための活動でないもの

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等反社会的な団体と関係がないもの

カ 特定の団体等の宣伝又は売名が目的でないもの

キ 入場料又は参加費等を徴収する事業等にあつては、その金額及び使用目的が適正かつ明確であるもの

ク 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮された場所で行われるもの

- ケ 事業等の計画及びその遂行能力が十分であるもの
- コ 公序良俗に反しないもの
- サ その他教育行政の運営に支障をきたさないもの
- シ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるものではないもの

(後援等の申請手続)

第5条 主催者は、当該事業等を実施しようとする日の1か月前までに、次に掲げる書類を添えて後援等名義使用申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が必要ないと認める場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 主催者の活動の目的及び内容等が確認できる書類
- (2) 事業計画書等、事業等の目的及び内容等が確認できる書類
- (3) 入場料又は参加費等を徴収する場合には、その用途を明らかにした収支予算書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(承認の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定するとともに、後援等名義使用承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、主催者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第7条 前条第1項の承認を受けた主催者は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、後援等名義使用事業等変更届出書(様式第3号)により直ちに教育長に届け出なければならない。ただし、教育長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。

(事業中止の届出)

第8条 主催者は、後援等を受けた事業等を中止するときは、あらかじめ後援等名義使用事業等中止届出書(様式第4号)により教育長に届け出なければならない。

(後援等の取消し)

第9条 教育長は、事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消し、後援等名義使用承認取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(1) 主催者が事業を中止したとき

(2) 第6条第2項の規定により付した条件等に違反したと認められたとき

(3) 第7条の規定による届出があった場合で、変更された内容が第4条第2号のいずれかに該当しなくなったとき

(4) その他主催者が偽りその他不正な手段により後援等の承認を受けたと認められるとき

2 前項の規定により、使用承認等を取り消された場合において、申請者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(事業終了後の報告)

第10条 教育長は、主催者に対し、当該後援等に係る事業等の状況及び結果について、報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた主催者は、これに応じなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
連絡先

後援等名義使用申請書

次の事業等について、大野市教育委員会の（後援・共催・協賛）を申請
します。

申請に当たり、要綱第4条第2号（エ）（オ）（カ）のいずれにも該当
することを誓約します。

事業等の名称			
事業等の内容			
事業等の目的 又は趣旨			
開催期間	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで		
開催場所			
参加徴収費の有無	有 ・ 無	単価	
事務責任者	氏名	連絡先	
他の後援・共催等 の予定者			
備 考	（集客見込みの対象及び人数等を記載してください）		

<添付書類>

- (1) 主催者の活動の目的及び内容等が確認できる書類
- (2) 事業計画書等、事業等の目的及び内容等が確認できる書類
- (3) 入場料又は参加費を徴収する場合は、その用途を明らかにした収支予
算書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市教育委員会 ㊟

後援等名義使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった（後援・共催・協賛）について、下記のとおり承認（不承認）したので、大野市教育委員会後援等名義使用承認に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

1 承認

事業等の名称	
承認内容	※条件付き承認となる場合は、ここに条件を記載する。
期間	

<留意事項>

必ず、本書裏面の承認条件をご確認ください。

2 不承認

事業等の名称	
不承認の理由	

(1) この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から6月以内に、大野市教育委員会を被告として（訴訟において大野市教育委員会を代表する者は大野市教育長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第2号（裏面）

承認条件は次のとおりです。

- 1 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに後援等名義使用事業等変更届出書（様式第3号）を提出してください。ただし、広範囲にわたる災害、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。
- 2 後援等名義使用承認決定通知書の交付後に、大野市教育委員会の名称を使用してください。
- 3 申請書に虚偽の記載があった場合は、その承認を取り消すことがあります。その場合は、申請者が損害を受けても、教育委員会はその賠償の責めを負いません。
- 4 後援等名義使用承認決定通知書を交付した後において、承認の基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、又は教育長が取り消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことがあります。
- 5 事業の開催に関して問題が生じたときは、主催者の責任において処理してください。
- 6 事業終了後、事業実績報告書を提出してもら場合があります。提出を求められた場合は、速やかに提出してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
連絡先

後援等名義使用事業等変更届出書

年 月 日付け 第 号で（後援・共催・協賛）の承認を受けた下記の事業等の内容について変更が生じたため届け出ます。

記

承認年月日		
事業等の名称		
変更事項	変更後	変更前
変更理由		
その他		

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
連絡先

後援等名義使用事業等中止届出書

年 月 日付け 第 号で（後援・共催・協賛）の承認を受けた下記の事業等について、中止したいので届け出ます。

記

事業等の名称	
中止理由	

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市教育委員会 ㊟

後援等名義使用承認取消通知書

年 月 日付け第 号で（後援・共催・協賛）について承認した、下記事業について、大野市教育委員会後援等名義使用承認に関する要綱第 9 条の規定により、承認を取り消しますので通知します。

記

事業等の名称	
取消日	年 月 日
取消の理由	

- (1) この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から 6 月以内に、大野市教育委員会を被告として（訴訟において大野教育委員会を代表する者は大野市教育長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。